



美作市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を公表する。

平成 27 年 2 月 26 日

美作市監査委員

同上

同上

同上

窪 田

高 田

松 本

日 笠

修
妙
一

功
平
子
成



美作監査第121号

平成27年2月25日

美 作 市 長

萩原誠司 殿

美作市議会議長

山本雅彦 殿

美作市教育委員会委員長

有瀬ます子 殿

美作市農業委員会会長

青山活己 殿

美作市監査委員

同

同

同

窪田

高田

松本

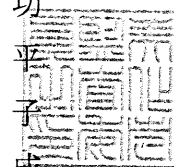
日笠

功

平

子

成



平成26年度定期監査（第2次）結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

平成 26 年 度
定 期 監 査 結 果 報 告 書
(第 2 次)

美 作 市 監 査 委 員

目 次

定期監査結果報告

1	監査の期日及び対象		1
2	監 査 の 範 囲		1
3	監査の主眼及び方法		1
4	監 査 の 結 果		2

1 監査の期日及び対象

実地監査は、平成 27 年 1 月 22 日から平成 27 年 2 月 4 日までの間、実施した。

監査の期日	監 査 対 象
平成 27 年 1 月 22 日	作東老人保健施設・作東診療所・大原総合支所 東栗倉総合支所・勝田総合支所
平成 27 年 1 月 26 日	大原病院・上水道課・下水道課
平成 27 年 1 月 27 日	英田総合支所・消防本部・社会福祉課・高齢者福祉課 健康づくり推進課
平成 27 年 1 月 29 日	市民生活課・税務課・環境保全課
平成 27 年 1 月 30 日	教育総務課・学校教育課・社会教育課・スポーツ振興課 作東総合支所
平成 27 年 2 月 2 日	総務課・秘書室・管財課・協働企画課・営業課・財政課
平成 27 年 2 月 3 日	農林業振興課・農業委員会・商工観光課・誘致指導課
平成 27 年 2 月 4 日	会計課・美作分室・建設管理課・工務課・農村整備課 議会事務局・監査事務局

2 監査の範囲

平成 26 年度（4 月から 12 月）における事務事業及び予算の執行状況

3 監査の主眼及び方法

平成 26 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理が、法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め事前審査を行い、当日は資料に沿って関係職員から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿を確認し実地監査を行った。

また、平成 25 年度決算審査で指摘した事項の改善等の状況についても確認した。

4 監査の結果

特に目に付いた指摘事項については以下に述べているとおりであるので、これらの事項に関しては早急な検討及び改善を求める。

なお、2 件の再演指摘事項があるほか関係法令等の研鑽不足によるものと見受けられる事項や、重大指摘事項も見受けられることは誠に遺憾であるので改められたい。

おって、軽易な注意事項についてはその都度指摘し、検討改善をするよう指導した。

【共通事項】

1. 収入未済額について

税収、利用料、保険料、使用料、負担金等の収入未済に対しては相応の改善努力は認められるが、より一層実効の上がる対応について検討を促したい。

年度末を控え今後更なる未収額増加が予想されることから、滞納整理組合、関係部署と連携し、徴収体制を強化し市民負担の公正公平を図るため、一層の努力を望むものである。

【建設管理課】

1. 道路愛護事業報奨金について

市民の道路愛護精神の高揚を図ることを目的として、道路愛護事業報奨金の支払いを行っているが、その配算根拠が不明確であり、難易度調整など合理的な基準が窺えない不明瞭な配算も一部に見受けられた。

現在、建設管理課において各地区の市道路線の延長等資料の作成が完了しており、平成 28 年度を目処に見直しを行っている状況とのことであるが、ひきつづき各総合支所及び関係機関等と検討・協議の上、公正公平な報奨金の配算支払いに努められたい。

【財政課】

1. 行政改革の推進について

厳しさを増す行財政状況下においても、時代の変化に対応した住民サービスを安定的に提供していくためには、行財政改革等への継続的な取り組みは必須のことであることから、当市においても関係法令等に基づき、「美作市行財政改革本部設置要綱」、「美作市行財政改革委員会設置要綱」及び「美作市事業仕分け委員会規則」

等により、継続性をもってこの推進に努めてきたところである。

しかし、本年度 12 月末時点における取り組みを見たとき、例えば行財政改革本部会議や行財政改革委員会等が開催されていないなど、それぞれの取り組みが停滞していると言わざるを得ない。

そうした中、人口千人当たりの当市の職員数は、類似市に比べ著しく多いという状況であることは、昨年 9 月議会において指摘したとおりである。

いうまでもなく行財政改革は幹部の不断の努力と、職員の協力と意識改革はもちろんのこと、市民の理解と協力も得ながら進める必要があることから、停滞はあってはならないことと考えるので、町村合併による特例優遇措置も減少し、その上人口減少も確実視されていることにも鑑み、今後においてはより一層の取り組み強化に努められたい。

【総務課】

1. 組織の見直しについて

次の組織については類似性もあり、組織及び活動の効率化と責任分担の明確化を図る観点からも、統合等見直しが必要と考える。

また、分散している指定管理者関係業務についても、過去の反省を踏まえより良い方向に向けての見直し検討をされたい。

(1) 企画振興部・営業課

- 1 シティプロモーション（別紙参照）の推進
- 2 人・もの資源の獲得
- 3 その他 市の営業活動

(2) 経済部・誘致指導課

- 1 企業の誘致等
- 3 工業団体関係との連絡調整

(3) 経済部・商工観光課

《商工労働係》

- 2 商工業の振興
- 4 中小企業の支援及び育成
- 8 雇用関係団体等との連絡調整
- 11 地下資源の開発

《観光都市推進係》

- 1 観光施策の策定及び総合調整
- 2 観光の宣伝及び誘客
- 3 観光情報
- 4 観光案内

※上記分掌事務の番号表記については美作市事務分掌規則別表（第 12 条関係）番号を使用。

2. 災害派遣手当に関する条例整備について

災害時における職員の派遣及び派遣職員の身分や手当支給については、ことの重要性に鑑み、「災害対策基本法」及び「災害対策基本法施行令」に細かく規定されているところである。

そのうち災害派遣手当に関しては、基本法第 32 条第 1 項において支給できることとし、同法施行令第 19 条において、法第 32 条第 1 項の災害派遣手当については「総務大臣が定める基準に従い、当該都道府県又は市町村の条例で定める額を支給するものとする。」と規定している。

しかし、この条例整備がいまだにされていないので、関係法令を研鑽の上、直ちに災害派遣手当に関する条例を制定するとともに、災害発生時のその他対応についても、迅速・的確に対応できる条例や要綱等の整備ができているか総点検されたい。

3. 職員の指揮監督について

地方自治法第 154 条において、「地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。」と定め、補助機関を構成している職員が、統制と秩序整然として業務執行に当たらせることとされているほか、地方公務員法第 1 条においては地方自治の本旨の実現について、さらに第 29 条（懲戒についての規定）、第 39 条（研修機会の付与）及び第 40 条（勤務成績の評定と結果措置）等の規定をもってこれを担保しているところであるが、これらについての措置が次のとおり不十分と認められるほか、一部においては全く未実施であるので、これでは適切な指揮監督が行われていないものと認めざるを得ない。

直ちにこれを改め、職場規律の確保と職員士気の向上に努められ、より優れた行政サービスの提供を図られたい。

- (1) 相次いで発生した第三セクターの破たん原因を見たとき、その責任の大半はそれぞれの会社役員にあると認められるが、行政側の杜撰な業務推進等も一端の責任のあることは否めない。

よって大芦高原国際交流の村の管理運営に関する行政責任については、当時の市長及び副市長にあっては、自ら報酬の減額措置を取り、その責任を明らかにしたところである。

ところがこれらに関係した職員についての措置（顛末書、陳述書等の徴取とそれに基づく厳正な処分）が、平成 26 年末現在全くされていないなど、厳正な懲戒手続き等の励行がなされていないものと認めるほか、旧東栗倉工房株式会社の破綻に関しては、何の措置も取られていない。

(2) 美作市職員の人事評価要綱第 8 条の評価者規定によれば、部長級職及び課長級職にある者の評価者は第一次評価者のみであり、第 11 条による総務部長による評定調整が設けられているとは言え、これでは評価の公平性上問題であるほか、要項第 1 条に規定する目的推進の支障にもなりかねない。

(3) 職務の内外を問わず、模範となるような行為を行った職員については表彰を行い、その努力に報いるとともに、職場の士気の高揚を図り、もって行政能率と質の向上とを目指すとして「美作市職員表彰規程」を設けているが、この活用が同規程第 2 条第 1 号の「25 年以上引き続き職員として勤務し、功労があった場合」のみであり、表彰については町村合併以降まったく実施されてなく、規程第 1 条の目的遂行が不十分である。

【議会事務局】

1. 議会だよりの未発行問題について（再演指摘事項）

美作市議会にあっては、議会の活動状況を広く市民に周知し、市民の議会に対する理解を深めることを目的に、議会訓令として「美作市議会広報紙の発行に関する規程」を設け、原則として年 4 回発行すると定めているが、平成 19 年以降これが発行されてなく、このように長期的に亘って規程違反状態にあることは誠に遺憾である。

このことについては、従前から市民から指摘されてきたことでもあるほか、昨年 9 月議会における平成 25 年度決算審査報告の際においても指摘したことでもあるので、ことの重要性和重大性を認識の上、直ちに検討対処されたい。

【管財課】

1. 上限価格決定事務の適正化について（再演指摘事項）

適正な上限価格の設定については、美作市契約規則第 18 条第 3 項の規程によることはもちろん、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（総行行第 231 号・H26. 10. 22）、並びに「平成 26 年度中小企業者に対する国等の契約の方針」（閣議決定・H26. 6. 27）等をも斟酌して適正に定められて然るべきところ、設計金額の端数整理により機械的に設定されている事例がみられる。

しかし上限価格の決定するに当たっては、上述の法令等の趣旨に基づくほか当市の政策的な判断（地域維持型契約方式等を踏まえた積算など）も加えた上で決定される必要があると考えるので、美作市事務決裁規程第 5 条による手続等に従い、関

係法令を研鑽の上、適正かつ透明性のある手続きを経て決定されるよう改められたい。

2. 入札に関する関係事項の公表と透明性確保について

入札及び契約の過程の透明性確保や、それに関わる指名入札基準の公表義務については、「公共工事の入札及び契約の適正化法」及び「同施行令」等により規定されているところである。

一方これに関連して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（総行第 231 号・H26. 10. 22）や、「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」等により、地元中小企業への配慮についても指導等されているところであるが、こうした配慮が個別・恣意的に行われていた場合にあっては、「入札談合等関与防止法」に抵触するものと考えられるところである。

但し、公正取引委員会では、「地場産業の振興」や「中小企業対策」といった政策目的の下に行われる「発注方法の選定、入札参加資格の設定」等を行ったことをもって、上記防止法の談合幫助規定が適用されることはないとの見解を公にしているところでもある。

また、本件に関連し平成 24 年 9 月議会において、「地域建設業の振興及び中小企業対策の充実に関する請願書」も採択されているが、上述の趣旨に基づいての関係手続を整備するに至っていない。

さらには、不明瞭な業者指名も見受けられるほか、指名委員会の会議録も未整備であるなど、透明性確保の観点からも誠に遺憾なことであり改善の要がある。

ついては、採択された請願の趣旨及び関係法令等をも研鑽の上、関係手続規程等の整備を図り、より一層の地場産業の振興と、きめ細やかな地元中小企業対策の環境整備に努められたい。

3. 財産の適正管理について

美作市の公有財産については「美作市公有財産規則」の定めるところにより、適正管理はもちろんのこと、

- (1) 行政財産にあっては、「常に良好な状態において維持管理し、行政財産本来の目的を達成できるように管理」し
- (2) 普通財産にあっては、「常に良好な状態に維持管理し、その経済的価値を十分発揮するように効率的に運用」する

こととなっているが、下記の財産についてみられるように、これが不十分と認められることから、公有財産の総点検を行うと共に、遊休財産等については民間での活用促進も視野に入れながらその有効活用策及び処分検討をされたい。

- ①平成 24 年 12 月に土地開発公社が取得した豊国原 186-1 番地ほかの 6325.88 m²の土地
- ②公の施設である「大芦高原国際交流の村の財産」
- ③真殿の土地約 30 万 m²
- ④旧東栗倉工房株式会社の財産
- ⑤むつみの丘霊園の法面等の管理については崩壊の恐れも危惧されていることから、調査検討を急ぐと共に、早急な対応を要望する。

4. 公共施設の老朽化問題等について

公共施設等の老朽化問題への対応が国家的課題となっている中で、総務省から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（総財務第 74 号・H26. 4. 22）及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財務第 75 号・H26. 4. 22）により各市町村においても速やかに公共施設等総合計画を策定するよう要請されており、本市においてもこうした国の動きと歩調を合せ、公共施設等管理計画を策定し、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが求められているところである。

今後策定する公共施設等総合管理計画や個別計画において、具体的な活用方法等を明確にし、計画策定後は管理、維持が出来る専門組織の構築を視野にいれながら確実に計画を遂行されたい。

また施設の維持管理、整備の費用には税金が投入されることから、市の財政状況、今後の財政の見通しをしっかりと市民に説明し、市民の理解を得て共通認識とすることが必要となる。そのためにもより一層、市民にわかりやすい財政状況の開示にも努められたい。

別紙

【参考：シティプロモーションとは】

- 1 観光客増加、定住人口獲得、企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動を言う。（産業能率大学・総合研究所）
- 2 地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれており、その一つには、そこに住む地域住民の愛着度の形成と考える。
その先には、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上ととらえることも可能。
さらに、自らの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指す活動と考えることもできる。（シティプロモーション自治体等連絡協議会）

